

平成28年10月5日 創設

「連携支援協調パッケージ」

プロパー融資と協会保証付融資の協調支援における取扱いについて・・・

金額の割合及び期間等の条件・・・(従前)原則 同額同条件



基準を弾力化！

連携した経営支援対応等の取扱いに係る必要な事項を定め、金融機関との適切ナリスクシェアにより、中小企業・小規模事業者に対する安定的で強固な支援態勢の確立と連携強化を図り、経営力の向上と地方創生に寄与する

概要

項目	内容
対象保証制度	原則として当協会の全ての保証制度
対象中小企業者	県内において事業を営む中小企業者
協調融資割合	責任共有対象保証制度 融資必要額の10%以上のプロパー融資 責任共有対象外保証制度 融資必要額の20%以上のプロパー融資
資金使途	運転資金、設備資金 但し、申込金融機関の既存プロパー融資金及び他行融資金の借換資金は対象外
保証限度額	各保証制度要綱等に定める額
保証期間	各保証制度要綱に定める期間 但し、分割弁済による長期資金におけるプロパー融資期間は、協会保証付融資期間の2分の1以上の期間とする
保証料率	各保証制度要綱等に定める保証料率
貸付形式	各保証制度要綱等に定める形式
貸付利率	各保証制度要綱等に定める利率
返済方法	各保証制度要綱等に定める返済方法
連帯保証人	各保証制度要綱等に定めるもの
担保	必要に応じて徴求する 但し、プロパー融資について、既存の根抵当権等担保を活用する場合は、協会保証付融資について無担保で取扱い可能
期中支援	企業の経営力向上のため継続して連携して行う